

錦江町監査公表2号 (※町ホームページでも公表しています。)

地方自治法第199条第5項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年3月4日

錦江町監査委員 中村 貢
" 久保 勇太

備品監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定により、錦江町監査基準に準拠して備品監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

- 1 監査の種類 随時監査
- 2 監査の実施期間 令和8年1月27日(火)～28日(水)
- 3 監査の実施場所 該当課及び該当施設
- 4 監査を行なった委員 中村 貢、久保 勇太
- 5 監査の対象
 - (1) 政策企画課
 - (2) 産業振興課
 - (3) 介護福祉課
 - (4) 未来づくり課
 - (5) 観光交流課
- 6 監査の着眼点
 - (1) 備品台帳は整備されているか
 - ア. 帳簿の残高と物品の現在高は符合するか
 - イ. 保管替え等の手続きは、正規になされているか
 - ウ. 損傷、廃棄、目減り等に関する手続きは、的確に処理されているか
 - (2) 常に良好に管理され、また、維持補修等は適切に行われているか
 - ア. 保管上、取締り不十分な点はないか
 - イ. 未使用のまま放置してあるものはないか
 - ウ. 遊休品で他に転活用できるものを保管していないか
 - エ. 不用品、不良品または再利用可能品を漫然と保管していないか
 - (3) 最大の効果を最小の経費で上げるようにしているか
 - ア. 事業効果や安全性は考慮されているか
 - イ. 必要以上にぜいたくな物品の購入はないか
 - ウ. 必要以上に多量な物品の購入はないか

7 監査の実施内容

該当課から事前に備品台帳を徴し、内容の確認を行ない、必要に応じて担当者及び関係者の意見を聴取した。また現地において備品を確認し、管理状況や動作の確認を行った。

該当施設においては、担当課の担当者や施設管理者から説明を受けた後、設置状況の確認と使用状況の聞き取りを行った。

8 監査結果と意見

監査の対象課等ごとに、次のとおり意見を付す。今回、対象とならなかった課等においても参考にされたい。

対象	意見
政策企画課	備品台帳はその常置場所（事務所、お試しサテライト、国際交流員住居、未来サポート共同組合）ごとに整備されており、よく管理されている。
産業振興課	令和7年度に購入したインパルスシーラーが備品台帳に記載されていなかったため、台帳に記載されたい。 また、備品台帳は提出していただいたもの1冊のみであったため、常置場所ごとに台帳を整理されたい。
介護福祉課	現在は、事務所で保管しているが使われていない備品が多数（ipadmini2：6台、ipadAir2：9台、ヒトココ親機：30台（寄贈5台含む）、ヒトココ子6機：20台、プロジェクター：1台）見受けられた。今後も使用する見込みがないのであれば処分されたい。
未来づくり課	備品台帳は、その常置場所ごとに整理されており管理状況も良好であった。
観光交流課	備品貸出簿を確認すると、返却予定日を過ぎても返却されていないものが数点見受けられた。相手方に連絡をとり、返却されるよう催促されたい。 また、備品台帳にでんしろう館、トロピカルガーデンかみかわといったところの備品も混在していたため、台帳を常置場所ごとに整理されたい。

9 結び

庁舎外の施設に常置している備品については施設ごと一括りとし、庁舎内の備品と別けて管理されたい。

移管した備品、常置場所をあらためた備品については、その都度台帳を更新し、物品の的確な把握に努められたい。

また、長く使用していないものや規格等が古くなり今後の使用が見込めないものなどは、廃棄や更新を積極的に行われたい。

備品等の貸し出しをしている場合は、台帳記載をしっかりと行うと共にその返却状況についても確認し、未返却のものがあるときは、返却催促に努められたい。